

# 糸島市立小中学校施設開放事業における 運動場・体育館等の利用上の注意事項

R 2. 7. 1

糸島市生涯学習課スポーツ係

学校施設を利用する上で、最も優先すべきは、児童生徒の安全・安心の学校活動になります。そのため、学校施設を使用する際には、以下の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施し、児童生徒が安全に学校活動を行えるように、ご利用頂きますようお願いいたします。

利用上の注意事項をお守りいただけない場合には、ご自身と他の利用者、児童生徒の安全を確保するため、利用許可の取消や、学校施設開放事業の中止を行いますので、ご了承願います。

## 【施設の利用上の注意事項】

- 各自で事前に体温測定を行い、発熱がないことを確認して利用すること。
- 次の場合には利用できません。
  - ① 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み）、だるさ、息苦しさ、臭覚・味覚の異常等がある場合。
  - ② 同居の家族や身近な知人に感染が疑われる場合。
- マスク着用で来校し、競技を行う時以外はマスクを着用すること。
- 運動を行っていない間も含め、感染予防の観点から、なるべく人と人の距離を空けること。
- 密集になることを避けるため、競技等を行わない観戦者や保護者等の来校・入館は極力減らすこと。（保護者等はできるだけ送迎のみとし、送迎が済みましたら学校の外に退出し、車の中等でお待ちください）
- 施設利用の前後では、必ず手洗いや手指消毒を徹底すること。
- 大きな声での発声や、会話は行わないこと。（声を出す機会を最小限にすること）
- 屋内施設の場合には、ドア・窓等を常時開放又は、こまめに換気をすること。
- 使用後の学校設備器具・スポーツ用具、ドアノブ等の消毒をすること。
- トイレを使用された場合には、必ず消毒・清掃すること（手等が触れた箇所を中心に）
- 施設内の更衣室・相談室等は使用しないこと。
- 施設の利用終了後は、駐車場も含め、学校の敷地内から速やかに退出すること。

## 【コロナウイルス感染症の発症に備えて】

- 感染経路確認のため、利用日毎の参加者・観戦者名簿を作成し、1ヶ月程度保管すること。  
\*参加者にコロナウイルス感染者が発生した場合等には、名簿の提出をお願いする場合があります。
- 学校施設開放に係る施設使用簿に利用状況を必ず記入すること。

## 【注意事項】

- 手洗い用ハンドソープ、消毒液等については、各自で準備し、ごみ等は必ず持ち帰ること。
- 次亜塩素酸での消毒は金属を錆びさせますので、金属部分には使用しないこと
- 水分補給に必要な飲み物は各自で準備し、施設に設置してある冷水器等は使用しないこと。

## 【その他】

- 上記以外に各種競技連盟等より感染症対策等が示されている場合には、それに従い、感染症拡大の防止に努めること。
- 青少年育成団体等、子供達が利用する場合には、監督・コーチ等の責任者が指導及び感染症対策を指示すること。